

春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

第3章 厚生福祉（第3条）

附則

第1章 総務

**第1条** 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
いじめ問題再調査委員会委員		日額	25,000円	いじめ問題再調査委員会委員		日額	25,000円
行政不服審査会委員		日額	25,000円				
行政不服審査会専門委員		日額	25,000円				

第2章 建設

**第2条** 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
都市計画審議会委員		日額	5,200円	都市計画審議会委員		日額	5,200円
都市再生協議会委員		日額	5,200円				

第3章 厚生福祉

**第3条** 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>市立医療センター</u>		日額	5,200	<u>市立病院運営委員</u>		日額	5,200
<u>運営委員会委員</u>				<u>会委員</u>			
			円				円
別表第2（第1条関係）				別表第2（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>市立医療センター</u>		月額	30,000	<u>市立病院副院長</u>		月額	30,000
<u>副院長</u>							
			円				円
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
<u>市立医療センター</u>		日額	6,700	<u>市立病院経営管理</u>		日額	6,700
<u>経営管理アドバイザー</u>				<u>アドバイザー</u>			
			円				円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定（別表第2の改正規定中市立病院顧問の項を削る部分を除く。）は、平成28年7月1日から施行する。